

# 令和4年第1回（3月）上越市議会定例会

## 文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第2号	専決処分した事件の承認について(令和3年度上越市一般会計補正予算(専第4号))	産業政策課	1~2
議案第11号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第8号)	産業政策課ほか	3~7
議案第12号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第9号)	産業政策課ほか	8~13
議案第35号	上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について	施設経営管理室	14~18
議案第36号	上越市吉川緑地等利用施設条例の廃止について	施設経営管理室	19
議案第37号	上越市光ヶ原高原観光総合施設条例の廃止について	施設経営管理室	20
議案第43号	指定管理者の指定について(くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家)	施設経営管理室	21~23
議案第44号	指定管理者の指定について(安塚雪だるま高原(キューピットバレイスキー場等3施設))	施設経営管理室	24~26
議案第45号	指定管理者の指定について(うみてらす名立)	施設経営管理室	27~33
議案第46号	指定管理者の指定について(吉川ゆったりの郷)	施設経営管理室	34~36
議案第47号	指定管理者の指定について(牧湯の里深山荘)	施設経営管理室	37~39
議案第48号	指定管理者の指定について(柿崎マリンホテルハマナス)	施設経営管理室	40~42
議案第49号	指定管理者の指定について(大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館)	施設経営管理室	43~45
議案第50号	指定管理者の指定について(吉川スカイトピア遊ランド)	施設経営管理室	46~48
議案第51号	指定管理者の指定について(板倉保養センター)	施設経営管理室	49~51
議案第52号	指定管理者の指定について(ゑしんの里記念館)	施設経営管理室	52~54
議案第1号	令和4年度上越市一般会計予算	産業政策課ほか	55~136



## 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事业、経常的事业、政策的事业に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事业…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事业…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事业…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	報告第2号
提出課	産業政策課

歳出科目 (P270～P271)	7款1項2目	商工振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症拡大防止 協力金給付事業	765,870	2,132,303	2,898,173

主な補正財源		主な経費	
県支出金	2,132,303	報酬	220
		共済費	40
		旅費	11
		需用費	100
		負担金補助及び交付金	
			2,131,932

【補正理由】

令和4年1月19日に決定された国による「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、県から飲食店等に対して営業時間短縮等の要請が発出されたことを受け、時間短縮営業に協力した事業者を対象に協力金を支給するための経費を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
感染症拡大防止協力金	765,870	2,131,932	2,897,802
職員手当等（会計年度任用職員報酬等）	0	271	271
消耗品費	0	100	100

対象施設：食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

給付内容

①5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		7万5千円以下	7万5千円超～25万円	25万円超
中小企業者	売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業（売上高減少額による方法）				

②5時から21時までの時間短縮営業（酒類提供は20時までに限る）

※にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店のみ選択可能

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円	25万円超
中小企業者	売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4		
大企業（売上高減少額による方法）		【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金	765,870	2,132,303	2,898,173
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金	765,870	2,132,303	2,898,173

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第11号
提出課	産業政策課

歳出科目 (P36～P37)	7款1項1目	商工総務費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
産業振興総務管理費	59,078	140,144	199,222

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	140,144	報酬	1,979
		職員手当等	179
		共済費	394
		旅費	92
		負担金補助及び交付金	137,500

【補正理由】

アフターコロナを見据え、事業者の新たな取組等を支援するため、中小企業者等イノベーション推進補助金を創設するための経費を増額するもの

【補正内容】

[新]○中小企業者等イノベーション促進事業

アフターコロナを見据えた市内経済の活性化に向けて、変革意欲のある事業者が事業継続や販路開拓、新商品・新サービスの開発、IT化など新たな取組を行う際に業種、手段にかかわらず柔軟に支援を行う「中小企業者等イノベーション推進補助金」を創設する。

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
中小企業者等イノベーション推進補助金	0	137,500	137,500
職員手当等（会計年度任用職員報酬等）	0	2,644	2,644

《内訳》

・通常型

補助率 1/2 500千円×50件＝25,000千円

・支援強化型（取組内容が市において特に推進する施策と合致する場合等）

補助率 3/4 750千円×150件＝112,500千円

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	0	140,144	140,144
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	140,144	140,144

提出課	産業立地課
-----	-------

歳出科目 (P36～P39)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
企業誘致促進事業	18,032	16,900	34,932

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	15,210	委託料	7,900
一般財源	1,690	負担金補助及び交付金	9,000

#### 【補正理由】

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金及び地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏の企業の地方拠点整備やリモートワーク等が促進している状況を捉え、IT企業等のサテライトオフィス等の誘致を強化するための経費を増額するもの

#### 【補正内容】

(歳出)

新たな雇用を創出するため、IT企業等のサテライトオフィスの誘致に向け、IT企業の動向等に知見を有する民間事業者を活用して誘致を強化するとともに、当市に進出する事業者に対する拠点設置に係る費用の支援を行う。また、サテライトオフィスやテレワーク等の拠点となるコワーキング施設の整備に係る経費の一部を補助する。

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	0	7,900	7,900
サテライトオフィス誘致支援 業務委託料	0	7,900	7,900
負担金補助及び交付金	8,000	9,000	17,000
コワーキングスペース整備支 援補助金	8,000	6,000	14,000
サテライトオフィス等進出支 援金	0	3,000	3,000

#### [新]・サテライトオフィス誘致支援業務委託料 (7,900)

IT企業の動向等に知見を有する民間事業者を活用し、IT企業等のサテライトオフィス誘致を強化する。

委託先：IT企業の動向に精通しており、IT企業とのネットワークをもつ民間企業

委託内容：企業へのプロモーション活動、IT企業等の誘致活動

委託額：基本額 7,000 千円、誘致実績による成果報酬額 900 千円 (300 千円×3社)

・コワーキングスペース整備支援補助金（6,000）

民間事業者が行うサテライトオフィスのスペースを備えたコワーキング施設の整備等に係る費用の一部を補助する。

対 象 経 費：施設整備費、通信環境整備費、備品購入費、広報宣伝費

補 助 率：2/3

補助上限額：2,000 千円/件

[新]・サテライトオフィス等進出支援金（3,000）

コワーキングスペース整備支援補助金を活用して整備した施設に進出する I T 企業等に対して支援金を交付する。

交 付 額：1,000 千円/社

(歳入)

項 目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	0	15,210	15,210
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	6,760	6,760
デジタル田園都市国家構想推進交付金	0	8,450	8,450



提出課	産業政策課
-----	-------

歳出科目 (P38～P39)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症経済対策費	1,679,455	607,998	2,287,453

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	532,097	報酬	2,748
一般財源	75,901	職員手当等	687
		共済費	675
		旅費	128
		負担金補助及び交付金	
			603,560

### 【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来している事業者に対して支援を行う事業に要する経費を増額するもの

### 【補正内容】

(歳出)

○新型コロナウイルス感染症経済対策費 103,560

- ・雇用調整助成金申請費補助金 (1,000) ※国の補正予算を活用した事業

国が交付する雇用調整助成金等に係る特例措置の延長を受け、同助成金の申請に必要な書類の作成を社会保険労務士等に委託した中小企業者等への支援を追加する。

項目	補正前	補正額	補正後
雇用調整助成金申請費補助金	0	1,000	1,000

《内訳》

100 千円/件×10 件=1,000 千円

- ・信用保証協会保証料補助金 (54,400)

中小企業者等が制度融資を利用した場合に信用保証協会に支払う信用保証料の一部を補助する。

項目	補正前	補正額	補正後
信用保証協会保証料助成金	0	54,400	54,400

《内訳》

新型コロナウイルス感染症対策特別融資 272 千円/件×400 件×50%=54,400 千円

- ・利子補給補助金 (48,160)

中小企業者等が制度融資を利用する際の借入利子の一部を補助する。

項目	補正前	補正額	補正後
小規模事業者経営改善支援資金利子補給補助金	0	48,160	48,160

《内訳》

新型コロナウイルス感染症対策特別融資 85 千円/件×400 件=34,000 千円

新型コロナウイルス対策伴走支援型資金等 118 千円/件×120 件=14,160 千円

○事業者経営支援金 504,438 ※国の補正予算を活用した事業

新型コロナウイルス感染症の感染者増加の影響の長期化により、複数月にわたり著しく売上げが減少している中小企業者等へ第5次となる事業者経営支援金を交付する。

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
事業者経営支援金	910,280	500,000	1,410,280
職員手当等（会計年度任用職員報酬等）	6,498	4,238	10,736
消耗品費	200	200	400

補助対象者：市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益財団等（全業種）

支援内容：次の表の区分に応じた額の支援金を給付する。

		コロナ禍前（R元.5～9）の月平均売上げ		
		500万円以下	500万円超～ 1,000万円	1,000万円超
R4.5～9の各月の売上高と R元.5～9の各月の売上高をそれぞれ同月で比較	3か月で 20%以上減少	100	125	250
	2か月で 25%以上減少			
	期間全体の平均 で20%以上減少			
	2か月で 50%以上減少	200	250	500
	期間全体の平均 で40%以上減少			
	3か月で 50%以上減少			
	300	500	1,000	

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	208,631	532,097	740,728
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	208,631	532,097	740,728

※補正額532,097千円のうち、26,659千円は既決予算の財源組替分

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第12号
提出課	産業政策課

歳出科目 (P124～P125)	7款1項2目	商工振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中小企業融資支援事業	889,518	△288,999	600,519

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△373,031	貸付金	△288,999
一般財源	84,032		

【補正理由】

中小企業者向け制度資金の貸付に係る預託額の確定にあわせて予算を減額するもの

【補正内容】

○審査・預託事務

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
貸付金	848,000	△288,999	559,001
中小企業振興資金預託金	7,000	△3,337	3,663
工場移転特別資金預託金	9,000	△6,328	2,672
経営改善支援資金（景気対策特別資金）預託金	800,000	△267,571	532,429
経営力強化資金預託金	32,000	△11,763	20,237

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
諸収入	848,000	△373,031	474,969
中小企業振興資金貸付金元金収入	7,000	△3,337	3,663
工場移転特別資金貸付金元金収入	9,000	△6,328	2,672
経営改善支援資金（景気対策特別資金）貸付金元金収入	800,000	△351,603	448,397
経営力強化資金貸付金元金収入	32,000	△11,763	20,237

提出課	産業立地課
-----	-------

歳出科目 (P124~P127)	7款1項2目	商工振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
設備投資促進事業	298,616	△2,024	296,592

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△20,491	負担金補助及び交付金	
一般財源	18,467		18,467
		貸付金	△20,491

【補正理由】

新潟県南部産業団地の分譲に伴い、産業団地等取得補助金を増額するほか、企業設置等奨励金の支出見込み及び工場等設置資金の貸付けに係る預託額の確定に基づき予算を減額するもの

【補正内容】

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	277,975	18,467	296,442
企業設置等奨励金	263,716	△4,837	258,879
産業団地等取得補助金	14,259	23,304	37,563
貸付金	20,491	△20,491	0
工場等設置資金預託金	20,491	△20,491	0

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
諸収入	20,491	△20,491	0
工場等設置資金貸付金元金収入	20,491	△20,491	0

○ 新潟県南部産業団地の分譲

1 補助対象面積 13,223.18 m<sup>2</sup>

2 補助金交付見込額 23,304 千円 (千円未満切捨て)

購入価格の100分の10 (5,000 m<sup>2</sup>以下の面積)

$5,000.00 \text{ m}^2 \times 12,300 \text{ 円/m}^2 \times 10/100 = 6,150,000 \text{ 円}$

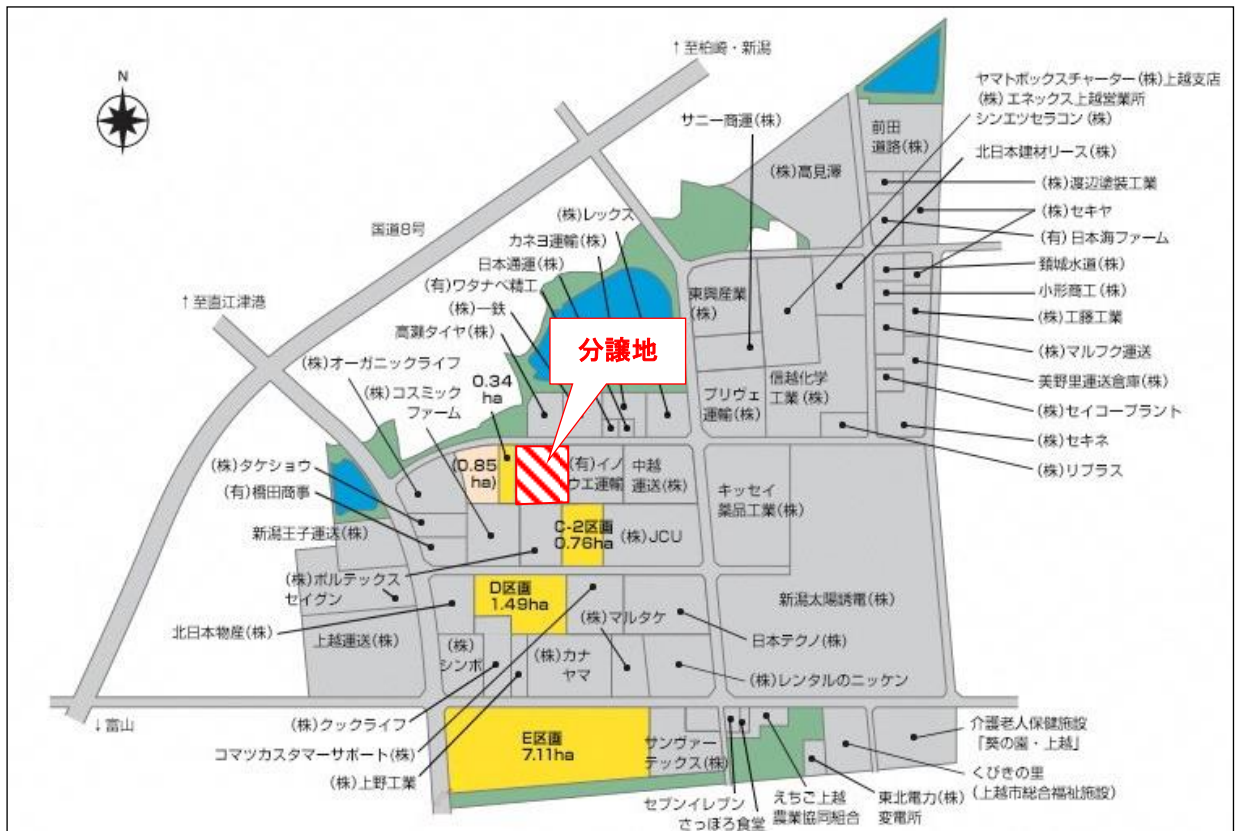
購入価格の100分の15 (5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以下の面積)

$5,000.00 \text{ m}^2 \times 12,300 \text{ 円/m}^2 \times 15/100 = 9,225,000 \text{ 円}$

購入価格の100分の20 (10,000 m<sup>2</sup>を超え 30,000 m<sup>2</sup>以下の面積)

$3,223.18 \text{ m}^2 \times 12,300 \text{ 円/m}^2 \times 20/100 = 7,929,022 \text{ 円}$

【位置図】 分譲団地名：新潟県南部産業団地（上越市頸城区下吉地内）



提出課	施設経営管理室
-----	---------

歳出科目 (P126～P127)	7款1項3目	観光交流費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
直江津屋台会館管理運営費	50,312	0	50,312

主な補正財源		主な経費	
市債	△5,300		
一般財源	5,300		

【補正理由】

直江津屋台会館屋根改修工事の事業費確定に伴い、起債対象事業費が変更となったことから財源組換えを行うもの

【補正内容】

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
市債	37,300	△5,300	32,000
公共施設等適正管理推進事業債	37,300	△5,300	32,000

歳出科目 (P126～P127)	7款1項3目	観光交流費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
金谷山公園管理運営費	47,371	0	47,371

主な補正財源		主な経費	
市債	200		
一般財源	△200		

【補正理由】

金谷山公園公衆トイレ改修工事の事業費確定に伴い、起債対象事業費が変更となったことから財源組換えを行うもの

【補正内容】

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
市債	6,800	200	7,000
公共施設等適正管理推進事業債	6,800	200	7,000

歳出科目 (P126～P127)	7款1項3目	観光交流費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
観光施設等管理事業	363,268	147,172	510,440

主な補正財源		主な経費	
一般財源	147,172	委託料	147,172

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、運営が困難となっている指定管理施設について、令和3年度の収支見込額を踏まえて指定管理料を再算定し、増額するもの

【補正内容】

(歳出)

○施設管理運営業務委託料

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	238,439	147,172	385,611
施設管理運営業務委託料	219,868	147,172	367,040

○対象施設等

施設名	補正額	指定管理者
安塚雪だるま高原	30,020	株式会社スマイルリゾート
柿崎マリンホテルハマナス	14,429	柿崎総合開発株式会社
大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館	3,935	株式会社大潟地域活性化センター
吉川スカイトピア遊ランド	3,675	株式会社みなもとの郷
吉川ゆったり郷	23,458	株式会社ゆったり郷
板倉保養センター	5,632	黒倉ふるさと振興株式会社
ゑしんの里記念館	2,049	一般財団法人ゑしんの里観光公社
うみてらす名立	63,974	株式会社ゆめ企画名立

※ 令和3年度収支実績の確定後、指定管理料を精算する。



所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 5 号
提 出 課	施設経営管理室

## 上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について

### 1 改正理由

施設の利用実態を踏まえ、一部施設の供用を廃止するもの

### 2 改正内容

- (1) 次に掲げる施設の供用を廃止し、条文で引用する施設名を削る。(第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 1 2 条、第 1 4 条関係、別表関係)

ア キューピットバレイスキー場

(ア) テニスコート

(イ) サマーボブスレー

(ウ) パークゴルフ

イ 菱ヶ岳グリーンパーク

キャンプ場

ウ ゆきだるま温泉雪の湯

(ア) 浴場

(イ) 広間

(ウ) 個室

- (2) キューピットバレイスキー場内の久比岐野について、ゆきだるま温泉雪の湯の代替施設として位置付けるとともに、ゆきだるま温泉久比岐野に名称を変更する。(第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 1 2 条、別表関係)

### 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

### 4 上越市安塚雪だるま高原条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
(名称、位置等) 第 2 条 略		(名称、位置等) 第 2 条 略	
名 称	位 置	名 称	位 置
キューピットバ レイスキー場	上越市安塚区須 川 4820 番地	キューピットバ レイスキー場	上越市安塚区須 川 4820 番地
棚田動植物公園	上越市安塚区須 川 11584 番地	棚田動植物公園	上越市安塚区須 川 11584 番地
		菱ヶ岳グリーン パーク	上越市安塚区須 川 11497 番地

改 正 案	改 正 前								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>ゆきだるま温泉 久比岐野</td> <td>上越市安塚区須 川 2352 番地</td> <td style="text-align: right;">(追加)</td> </tr> </table> <p>2 略 (施設)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ</u> センターハウス <u>ウ</u> プラザ 2 <u>エ</u> プラザ 3 <u>オ</u> ゴンドラ <u>カ</u> リフト <u>キ</u> ゲレンデ</p> <p style="text-align: right;">(削除) (削除) (削除)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ク</u> ふれあい昆虫館</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(3) ゆきだるま温泉久比岐野</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>ア</u> 宿泊室 <u>イ</u> 食堂 <u>ウ</u> 娯楽室 <u>エ</u> 浴室 <u>オ</u> ホール</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ</u> センターハウス、プラザ 2 及びプラ ザ 3 午前 9 時から午後 10 時まで <u>ウ</u> ゴンドラ _____ _____及びふれあい昆虫館 午前 9</p>			(削除)	ゆきだるま温泉 久比岐野	上越市安塚区須 川 2352 番地	(追加)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px;">ゆきだるま温泉 雪の湯</td> <td style="width: 50%;">上越市安塚区須 川 1881 番地</td> </tr> </table> <p>2 略 (施設)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略 <u>イ</u> 久比岐野 <u>ウ</u> センターハウス <u>エ</u> プラザ 2 <u>オ</u> プラザ 3 <u>カ</u> ゴンドラ <u>キ</u> リフト <u>ク</u> ゲレンデ <u>ケ</u> テニスコート <u>コ</u> サマーボブスレー <u>サ</u> パークゴルフ <u>シ</u> ふれあい昆虫館</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 菱ヶ岳グリーンパーク</u> <u>キャンプ場</u></p> <p><u>(4) ゆきだるま温泉雪の湯</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア</u> 浴場 <u>イ</u> 広間 <u>ウ</u> 個室</p> <p>(利用時間)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略 <u>イ</u> 久比岐野 午前 10 時から午後 10 時まで。ただし、宿泊利用は、午後 3 時 から翌日午前 10 時までとする。 <u>ウ</u> センターハウス、プラザ 2 及びプラ ザ 3 午前 9 時から午後 10 時まで <u>エ</u> ゴンドラ、サマーボブスレー、パー クゴルフ及びふれあい昆虫館 午前 9</p>	ゆきだるま温泉 雪の湯	上越市安塚区須 川 1881 番地
		(削除)							
ゆきだるま温泉 久比岐野	上越市安塚区須 川 2352 番地	(追加)							
ゆきだるま温泉 雪の湯	上越市安塚区須 川 1881 番地								

改 正 案	改 正 前																																																																				
<p>時から午後4時まで  <u>エ</u> リフト及びゲレンデ 午前8時から  午後9時まで  (削除)</p> <p>(2) 略  (削除)</p> <p>(3) <u>ゆきだるま温泉久比岐野</u> 午前10時  から午後10時まで。ただし、宿泊利用  は、午後3時から翌日午前10時までと  する。  (追加)</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) <u>キューピットバレイスキー場のキュー  ピットビレッジ</u>  (削除)</p> <p>(2) 略  (削除)</p> <p>(3) <u>ゆきだるま温泉久比岐野</u> (追加)</p> <p>2～4 略  (原状回復の義務)</p> <p>第14条 <u>棚田動植物公園のキャンプ場</u>  の利用者は、利用し  た施設及び設備を原状に復さなければなら  ない。</p>	<p>時から午後4時まで  <u>オ</u> リフト及びゲレンデ 午前8時から  午後9時まで  <u>カ</u> テニスコート 午前9時から午後5  時まで  (2) 略  (3) <u>菱ヶ岳グリーンパーク</u> 午前10時か  ら午後4時まで。ただし、宿泊利用は、午  前10時から翌日午前10時までとする。  (4) <u>ゆきだるま温泉雪の湯</u> 午前10時か  ら午後9時まで  (利用の承認)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) <u>キューピットバレイスキー場のキュー  ピットビレッジ、久比岐野及びテニスコ  ート</u>  (2) 略  (3) <u>菱ヶ岳グリーンパーク</u>  (4) <u>ゆきだるま温泉雪の湯</u></p> <p>2～4 略  (原状回復の義務)</p> <p>第14条 <u>棚田動植物公園のキャンプ場及び  菱ヶ岳グリーンパーク</u>の利用者は、利用し  た施設及び設備を原状に復さなければなら  ない。</p>																																																																				
<p>別表（第15条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 の 名 称</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>上 限 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>宿 泊 利 用</td> <td>1 人 1 泊</td> <td>15,720円 ・飲食料金を除 く。</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>日 帰 り 利 用</td> <td>1 室 1 回</td> <td>5,240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>セ ン タ ー ホ ール ス</td> <td>1 回</td> <td>104,770 円 ・占用利用する 場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>ホ ール</td> <td></td> <td>52,390円</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>休 憩 室</td> <td></td> <td>52,390円</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>プ ラ ザ 2</td> <td></td> <td>52,390円</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>プ ラ ザ 3</td> <td></td> <td>52,390円</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>ゴ ン ド ラ</td> <td>1 人 1 回</td> <td>2,100円</td> <td>・未就学児は無 料とする。</td> </tr> </tbody> </table>	施設 の 名 称	区 分	単 位	上 限 額	摘 要	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	宿 泊 利 用	1 人 1 泊	15,720円 ・飲食料金を除 く。	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	日 帰 り 利 用	1 室 1 回	5,240円	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	セ ン タ ー ホ ール ス	1 回	104,770 円 ・占用利用する 場合に限る。	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	ホ ール		52,390円	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	休 憩 室		52,390円	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	プ ラ ザ 2		52,390円	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	プ ラ ザ 3		52,390円	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	ゴ ン ド ラ	1 人 1 回	2,100円	・未就学児は無 料とする。	<p>別表（第15条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 の 名 称</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>上 限 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>宿 泊 利 用</td> <td>1 人 1 泊</td> <td>15,720円 ・飲食料金を除 く。</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>日 帰 り 利 用</td> <td>1 室 1 回</td> <td>5,240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>久 比 岐 野</td> <td>1 人 1 泊</td> <td>8,380円 ・飲食料金を除 く。</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>日 帰 り 利 用</td> <td>1 室 1 回</td> <td>20,960円 ・午後4時まで の利用及び午後 4時からの 利用をそれぞ れ1回として 計算する。</td> </tr> <tr> <td>キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場</td> <td>入 浴 生 以</td> <td>1 人 1 回</td> <td>600円</td> <td>・3歳未満の乳 幼児は、無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設 の 名 称	区 分	単 位	上 限 額	摘 要	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	宿 泊 利 用	1 人 1 泊	15,720円 ・飲食料金を除 く。	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	日 帰 り 利 用	1 室 1 回	5,240円	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	久 比 岐 野	1 人 1 泊	8,380円 ・飲食料金を除 く。	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	日 帰 り 利 用	1 室 1 回	20,960円 ・午後4時まで の利用及び午後 4時からの 利用をそれぞ れ1回として 計算する。	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	入 浴 生 以	1 人 1 回	600円	・3歳未満の乳 幼児は、無料
施設 の 名 称	区 分	単 位	上 限 額	摘 要																																																																	
キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	宿 泊 利 用	1 人 1 泊	15,720円 ・飲食料金を除 く。																																																																	
	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	日 帰 り 利 用	1 室 1 回	5,240円																																																																	
キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	セ ン タ ー ホ ール ス	1 回	104,770 円 ・占用利用する 場合に限る。																																																																	
	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	ホ ール		52,390円																																																																	
	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	休 憩 室		52,390円																																																																	
	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	プ ラ ザ 2		52,390円																																																																	
	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	プ ラ ザ 3		52,390円																																																																	
キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	ゴ ン ド ラ	1 人 1 回	2,100円	・未就学児は無 料とする。																																																																	
施設 の 名 称	区 分	単 位	上 限 額	摘 要																																																																	
キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	宿 泊 利 用	1 人 1 泊	15,720円 ・飲食料金を除 く。																																																																	
	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	日 帰 り 利 用	1 室 1 回	5,240円																																																																	
キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	久 比 岐 野	1 人 1 泊	8,380円 ・飲食料金を除 く。																																																																	
	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	日 帰 り 利 用	1 室 1 回	20,960円 ・午後4時まで の利用及び午後 4時からの 利用をそれぞ れ1回として 計算する。																																																																	
	キ ュ ー ピ ット バ レ イ ス キ ー 場	入 浴 生 以	1 人 1 回	600円	・3歳未満の乳 幼児は、無料																																																																

改正案				改正前			
	リフト		1,050円				とする。
	ふれあい昆虫館	1人	320円				とする。
棚田動物園	キャンプ場	炊き場及び炊事場	1人	530円			
ゆきだるま温泉	宿泊利用	1泊	1人	8,380円			・ 飲食料金を除く。
久比岐野	日帰り利用	1室	1回	20,960円			・ 午後4時までの利用及び午後4時からの利用をそれぞれ1回として計算する。
	入浴利用	中学生以上	1人	1回	600円		・ 3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生以下			350円		
備考 この表に定める額は、税を含む額とする。							
		利用小学生以下				350円	
	センターハウス	食堂	1回			104,770円	・ 占用利用する場合に限る。
		ホール				52,390円	
		休憩室				52,390円	
		プラザ2				52,390円	
		プラザ3				52,390円	
	ゴンドラ		1人	1回		2,100円	・ 未就学児は無料とする。
	リフト					1,050円	・ ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。
	テニスコート		1面	2時間		2,100円	・ 利用時間が2時間に満たないときは、2時間として計算する。
	サマーボブスレー		1回			530円	・ リフト代を含む。
	パークゴルフ					1,050円	
	ふれあい昆虫館		1人			320円	・ 未就学児は無料とする。
棚田動物園	キャンプ場	炊き場及び炊事場	1人			530円	
菱ヶ岳リパーク	キャンプ場	貸し 텐 ト 持 込み	1張			2,100円	
		炊き場及び炊事場	1人			740円	
		炊き場及び炊事場	1人			110円	
ゆきだるま温泉の湯	浴場	中学生以上	1人	1回		700円	・ 3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生以下				350円	
	広間		1室	1回		31,430円	・ 午後4時までの利用及び午後4時からの利用をそれぞれ1回として算出する。
	個室					31,430円	
備考 この表に定める額は、税を含む額とする。							

改 正 案	改 正 前
	する。

<参考>施設の概要

施設名称	安塚雪だるま高原
所在地	(1) キューピットバレイスキー場（上越市安塚区須川4820番地） (2) 棚田動植物公園（上越市安塚区須川11584番地） (3) 菱ヶ岳グリーンパーク（上越市安塚区須川11497番地） (4) ゆきだるま温泉雪の湯（上越市安塚区須川1881番地）
設置目的	安塚区の豊かな自然を活用した市民の憩いの場及び余暇活動の場を提供し、心身の健康増進及び地域間の交流を図るため、レクリエーション施設を設置する。
施設一覧	(1) キューピットバレイスキー場 ア キューピットビレッジ イ 久比岐野（ゆきだるま温泉久比岐野に名称変更） ウ センターハウス エ プラザ2 オ プラザ3 カ ゴンドラ キ リフト ク ゲレンデ ケ テニスコート（廃止） コ サマーボブスレー（廃止） サ パークゴルフ（廃止） シ ふれあい昆虫館 (2) 棚田動植物公園 ア 体験農園 イ 植物園 ウ キャンプ場 (3) 菱ヶ岳グリーンパーク（廃止） キャンプ場 (4) ゆきだるま温泉雪の湯（廃止） ア 浴場 イ 広間 ウ 個室
設置年度	(1) キューピットバレイスキー場（平成2年度） (2) 棚田動植物公園（平成15年度） (3) 菱ヶ岳グリーンパーク（昭和59年度） (4) ゆきだるま温泉雪の湯（平成4年度）

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第36号
提出課	施設経営管理室

## 上越市吉川緑地等利用施設条例の廃止について

- 1 廃止理由  
施設の利用実態を踏まえ、供用を廃止するもの
- 2 施行期日  
令和4年4月1日

### ＜参考＞施設の概要

施設名称	吉川緑地等利用施設		
所在地	上越市吉川区尾神 588 番地 1		
設置目的	吉川区の自然をいかした観光、野外レクリエーション及び教育のための施設の充実を図ることにより地域の農林漁業者の経営の改善に資するため、緑地等利用施設を設置する。		
施設の内容			
施設	構造物等	延床面積	設置年度
キャンプ場 ※	バンガロー5棟(木造)	9.91 m <sup>2</sup> ×5棟	昭和 57、58 年度
	炊事場	—	平成 4 年度
	トイレ(鉄骨造)	22.20 m <sup>2</sup>	平成 12 年度
スポーツスライド	モーター、登坂装置等 機械設備	—	平成 4 年度
	トイレ(鉄骨造)・駐車場	22.20 m <sup>2</sup>	平成 4、5 年度
坪野親水公園 ※	—	—	昭和 63 年度 平成元年度
パノラマハウス	1 階トイレ(鉄筋コンクリート造)	93.25 m <sup>2</sup>	平成 6 年度
	2 階展望台(鉄骨造)	74.46 m <sup>2</sup>	
生産物直売所兼休憩所 (見はらし荘)	2 階建て(木造)	292.00 m <sup>2</sup>	昭和 57 年度

※キャンプ場及び坪野親水公園は平成 31 年 4 月 1 日から休止中

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 37 号
提 出 課	施設経営管理室

## 上越市光ヶ原高原観光総合施設条例の廃止について

- 1 廃止理由  
施設の利用実態を踏まえ、供用を廃止するもの
- 2 施行期日  
令和 4 年 4 月 1 日

### <参考>施設の概要

施 設 名 称	光ヶ原高原観光総合施設
所 在 地	上越市板倉区関田 4046 番地 2
設 置 目 的	光ヶ原高原における地域資源を有効に活用し、魅力ある観光レクリエーション施設の充実を図り、市民に対し健全な余暇の場を提供するとともに、地域の活性化並びに観光及び農林業の振興に資するため、観光総合施設を設置する。
施 設 一 覧	(1) ファーム・ヴィレッジ ア 高原センター イ ふれあい広場 ウ ふれあい牧場 エ その他附属施設 (2) スポーツ・ヴィレッジ ア テニスコート イ 溪流広場 ウ その他附属施設 (3) キャンピング・ヴィレッジ ア グリーンパル光原荘 イ キャンプ場 ウ その他附属施設
設 置 年 度	昭和 63 年度

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第43号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家）

## 1 指定管理者に指定する団体

### (1) 団体の概要

団体名	リフレ上越山里振興株式会社
所在地	上越市大字皆口 601 番地
設立年月日	平成 10 年 12 月 18 日
設立目的	食と健康をテーマとしたリフレッシュビレッジ事業を通して、市民の財産ともいえる上越市西部中山間地の緑豊かな自然を活用し、地域農林水産業の活性化を図るため。
団体の事業	① くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷及びゆったりの家の管理運営 ② 文化振興に関する事業 ③ 観光広告及び宣伝に関する事業 ほか

### (2) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### (3) 指定の理由

同社は、リフレッシュビレッジ施設を管理運営するために設立された第三セクター等であり、市の西部中山間地域の活性化や農業振興の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続きリフレ上越山里振興株式会社を指定管理者として指定するもの

### (4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西部中山間地域の魅力の発信と同地域の活性化を会社の大きな目標と捉え、地域団体などと連携を図りながら、山里資源を活用した「観光振興」や食を通じた「地産地消」に取り組むとともに、「人や文化の交流の場」、「心身のリフレッシュの場」等の提供により地域貢献を目指すなど、「地域の活性化＝会社業績」となるよう運営を行う。</li> <li>「地域団体及び地域代表」を含めて取締役を選任するとともに、取締役会の補完組織として、地域の代表者などで構成した「経営委員会」を設置、その他町内会長等との協議の場を設定するなど、地域の要望・意見を集約、協議しながら、管理運営を行う。</li> </ul> <p>② 施設の利用促進を図るための具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原風景としての山里に親んでもらうため、施設周りの景観整備等に取り組む。</li> </ul>
--



- ・ 地元野菜や地域の食文化を活用した施設ならではの料理の提供を図り、ファンづくりを行う。
- ・ チラシ折込やホームページを活用したインターネット配信、マスコミへの広告や記事掲載など、多媒体での広告宣伝を実施する。
- ・ 過去に実績のあるイベントを町内会や地元団体とタイアップし、地域一体の事業として取り組むことで、地域に親しまれる企画とする。
- ・ 事業に対する地域の要望や意見を集約・協議し、具体化する。

③ 目標とする施設利用者数 (単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
くわどり湯ったり村	39,350	41,150	44,230
ヨーデル金谷	20,500	23,000	24,500
ゆったりの家	250	300	300
計	60,100	64,450	69,030

## 2 審査

### (1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

### (2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か(○)・不適切か(×)の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

#### 【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務内容に見合った人員配置や責任体制の明確化、適切な安全対策が図られている。
	サービス向上	○	P D C A手法の活用や職員のスキル向上のための研修等の受講、地域との定期交流等を予定しており、向上が見込まれる。
	管理の安定	○	債務超過の状態であるが、経営改善に取り組み、直近の収支状況等から改善が見込まれる。
	経費の縮減	○	売上に対する経費率を意識しながら、営業内容等や価格を検証することで縮減が見込まれる。

		評価	評価コメント
	その他項目	○	地域団体等と密に相互連携を図りながら運営しており、今後も協力体制が期待できる。
総合評価		○	くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家の指定管理候補者として適切である。

### 3 債務負担行為の設定

#### (1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	179,890
②令和4年度指定管理委託料		65,147
(内訳) くわどり湯ったり村		55,256
ヨーデル金谷		8,969
ゆったりの家		922
③令和5年度指定管理委託料		59,924
(内訳) くわどり湯ったり村		51,995
ヨーデル金谷		7,007
ゆったりの家		922
④令和6年度指定管理委託料		54,819
(内訳) くわどり湯ったり村		48,398
ヨーデル金谷		5,499
ゆったりの家		922
⑤前指定期間の指定管理料平均額		42,933
⑥指定管理料の増減額	① - (⑤×3年)	51,091

#### (2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額した。

なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第44号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について(安塚雪だるま高原(キューピットバレイスキー場等3施設))

## 1 指定管理者に指定する団体

### (1) 団体の概要

団体名	株式会社スマイルリゾート
所在地	南魚沼郡湯沢町大字土樽 5044 番地 1
設立年月日	平成 21 年 8 月 4 日
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設・飲食店・公衆浴場・スキー場・観光農園・病院など</li> <li>・ 商業施設の経営及びコンサルティング</li> <li>・ 索道事業、スキー場等の建設、管理及び運営</li> <li>・ 公共団体及び民間団体の宿泊施設等の受託経営 など</li> </ul>
団体の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安塚雪だるま高原施設の管理運営</li> <li>② スキー場・ゴルフ場・スポーツ施設運営事業 (湯沢中里スノーリゾート、舞子スノーリゾート、ムイカスノーリゾート、ニノックススノーパーク、大源太キャニオン)</li> <li>③ リゾートホテル運営事業 ほか</li> </ul>

### (2) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (3) 指定の理由

同社は、指定管理業務を開始した令和 2 年 7 月以降、スキー場を始めとする施設営業の実績が良好であること、また、地域の組織・団体等と連携し、地域振興・観光交流にも取り組んでいることなど、適正な管理運営を行っており、大規模かつ専門性の高い当該施設において、今後も同社の経営ノウハウをいかした運営が不可欠であることから、公募を行わず、引き続き株式会社スマイルリゾートを指定管理者として指定するもの

### (4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上越市の観光振興の中核的施設の一つとして位置付けられる「安塚雪だるま高原」の更なる活性化と、長期的な事業継続を図る。</li> <li>・ 最低限の運営形態から少しずつ確実に営業範囲を拡大し、夏季・冬季の教育旅行受入れやゆきだるま温泉久比岐野の利用促進などに取り組む。</li> <li>・ スキー発祥の地である上越市唯一の本格的なスキー場として、地域と市民に密着したスキー場を目指す。</li> <li>・ スキー人口の減少や建設後 30 年経過した施設という課題を見極め、現状に見合った効果的な施設規模や運営について市とともに検討し、改善していく。</li> </ul>
--

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防に万全を尽くすとともに、新しい生活様式に対応した施設運営に力を注ぐ。

② 施設の利用促進を図るための具体的な方策

- ・市内外の小・中・高等学校等のスキー授業受入れの増強と誘致
- ・地元住民（上越市・柏崎市等）、市内企業・団体等への割引企画・セールス
- ・ファミリー客や初心者受入れ増強の取組（優先駐車場の設定、特別リフト券の販売、子ども向けイベントの開催、レッスン優待、スキー以外の楽しみ方の提案など）
- ・パウダー嗜好者受入れ拡大のため非圧雪エリアの拡大、バックカントリーエリアの新設
- ・上越市内の資源や食材を活用した地産地消の確立（海、里、山の広域的な活用）
- ・リピーターの確保（県内外の同施設のリピーターへ向けた、スマイルリゾートグループのプロモーションとの連携（若者世代に向けた割引企画等））
- ・上越市と連携した告知、自社ホームページ、SNS、インフルエンサーの活用による情報発信
- ・100 km圏内の営業強化と他スキー場とのシーズン券等タイアップ企画によるエリアバリューの向上
- ・インバウンドの受入れ

③ 目標とする施設利用者数 （単位：人）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スキー場	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
宿 泊 （ビレッジ・キャンプ）	1,500	2,000	2,500	2,500	2,500
温 泉	9,230	9,230	9,230	9,230	9,230
体験学習・イベント等	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
計	77,730	78,230	78,730	78,730	78,730

## 2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。

イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」

「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務内容に見合った人員配置、有資格者の確保等により適切な安全対策が図られている。
	サービス向上	○	アンケートやSNS等を利用した情報・要望の収集と共有、社員への研修会の実施など、サービス向上へ意欲的な取組が期待できる。
	管理の安定	○	無理のない適正な収支計画であり、指定管理期間中の円滑な運営が期待できる。
	経費の縮減	○	光熱水費の削減や一部施設の休止等で経費の縮減に取り組みつつ、段階的な営業拡大により売上増を目指している。
	その他項目	○	施設の強みを理解しており、地域性をいかした取組で、利用促進と地域の活性化が見込める計画である。
総合評価		○	安塚雪だるま高原（キューピットバレイスキー場等3施設）の指定管理候補者として適切である。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	154,594
②令和4年度指定管理料（委託料）		30,359
③令和5年度指定管理料（委託料）		31,067
④令和6年度指定管理料（委託料）		31,056
⑤令和7年度指定管理料（委託料）		31,056
⑥令和8年度指定管理料（委託料）		31,056
⑦前指定期間の指定管理料 ※		23,100
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	39,094

※ 前指定期間は令和2年7月1日から令和4年3月31日までの1年9か月であるため、年間で指定されている令和3年度の指定管理料と比較する。なお、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料増額見込み分は含まない。（令和2年度は補填金で対応しており、指定期間内で取扱いが異なるため。）

(2) 主な増減理由

<p>新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少に加え、スキー事業と日帰り温泉事業に特化した最低限の運営から、地域及び施設の活性化の観点から段階的に事業規模を拡大していくよう指定管理業務を見直した結果、増額した。</p> <p>なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。</p>
--

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第45号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（うみてらす名立）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社B J・株式会社ゆめ企画名立 (株式会社B Jと株式会社ゆめ企画名立の共同事業体)
構成団体	<p>ア 代表者</p> <p>① 名称 株式会社B J 代表取締役 徳安 素一郎</p> <p>② 所在地 長野県長野市東和田 857 番地 1</p> <p>③ 設立目的 ・書籍・雑誌の売買及びレンタル事業、不動産事業、ホテル・旅館事業、温泉浴場施設事業などを行うために設立</p> <p>④ 事業 ・グループ子会社に対する各事業運営に関する継続的な財務支援、バックオフィス体制の提供、運営コンサルティング ・企業再生M&amp;A事業（事業承継・再編・再生に向けた枠組みの組成並びに関連する事業母体の調整など） ・飲食事業</p> <p>⑤ 管理実績 グループ子会社と連携して次の施設を管理運営 【直 営】日帰り温浴施設：コトリの湯（長野市松代町） 宿泊施設：ARCADIA～ふたつとない景色～（長野市門沢） 【指定管理】道の駅：道の駅 中条（長野市中条） 宿泊施設：やきもち家（長野市中条） 日帰り温浴施設：大岡温泉（長野市大岡） キャンプ場：飯綱高原キャンプ場（長野市上ヶ屋）</p> <p>イ その他</p> <p>① 名称 株式会社ゆめ企画名立 代表取締役 細谷 貴雄</p> <p>② 所在地 上越市名立区名立大町 4280 番地 1</p> <p>③ 設立目的 ・旧名立町において観光振興、地域活性化、雇用の場の創出等を図ることを目的に設立された交流拠点施設「うみてらす名立」を管理運営するために設立</p> <p>④ 事業 ・温浴施設、宿泊施設及び物産館の経営並びに維持管理業務 ・海産物、農産物及び山菜の加工、販売 ・魚介類、生鮮食料品及び観光土産品の販売 など</p>

⑤ 管理実績

【指定管理】 うみてらす名立

【業務委託】 ろばた館

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 株式会社B Jの事業計画の概要

① 基本的な考え方

- ・ 地元で産業・雇用を創出し、豊かな暮らし・観光振興を実現することで、他都市からの来訪者を呼び込み、地域にとって好循環を生むことを目指す。
- ・ 株式会社B Jが株式会社ゆめ企画名立の全株式を取得（全従業員の雇用を継承）することにより、グループ子会社化した株式会社ゆめ企画名立を主体として施設を運営する。

② 目指す姿

- ・ 「うみてらす名立はまごころテラス」をキャッチフレーズとして、「道の駅ランキングベスト10入り」を目指す。
- ・ 滞在型道の駅、名立区の自然・文化・農産物等ポテンシャルを最大限に活かし、上越市の重要観光スポットとなると同時に、地域の暮らしに欠かせない施設にうみてらす名立を発展させる。



③ 管理運営の基本方針

I 「三方よし」の哲学で利益向上を目指す

- ・ 「市民・行政・指定管理者」、「地域・お客様・ゆめ企画名立」など様々な3つの立場や3つの視点で「三方よし」の利益向上を目指す。

II お客様に笑顔がこぼれるサービスを提供する

- ・ 地域団体との交流や利用者アンケートの実施等により、利用者ニーズを把握し、利用者の立場になってサービスを提供する。

Ⅲ 社員は常に業務改善の意識を持ち、互いに支え励まし働きがいのある職場をつくる

- ・ 各職員の目的を明確化するほか、職員面談の実施により課題を抽出する。
- ・ 副統括責任者（マーケティング戦略部長）設置により部門の連携及びマーケティング力を強化する。
- ・ 職務のマルチジョブ化を進めるほか、閑散期や繁忙期の日程やシフトを調整する。

Ⅳ 上越市・名立区の魅力を広める

- ・ 新規顧客の開拓とリピート増加の2つの視点で、上越市及び名立区の農産物や歴史など地域の魅力を含めうみてらす名立の情報を発信する。
- ・ 首都圏アンテナショップの活用、ホームページの改訂、SNSの活用、外部通販サイトの活用など広報を強化する。
- ・ 弊社管理施設との共催イベント開催や物産品の相互販売、情報発信の協力など広域展開・相乗効果を図る。



V 安全・安心・環境への配慮を徹底する

- ・ 利用者の安全を第一に、予防保全の考え方を優先し、保守管理を徹底する。
- ・ 弊社設備チームによる簡易修繕を実施するほか、設備の中長期整備計画を作成する。
- ・ 気候変動や地震、火災等あらゆる危機を想定し危機管理マニュアルを作成する。

④ その他具体的な方策

- ・ 本部で一括して管理業務を担い、現場の業務負担を軽減し、サービス向上にかかる時間を大幅に増加させる。
- ・ B Jグループとしてのスケールメリットをいかした経費縮減（原材料や広告コスト等）を実現する。
- ・ テレワークの定着による移住者支援の取組を進める。（体験宿泊施設としての提供）
- ・ 地元生産者参画による商品量アップを図るとともに、統一感のあるレイアウトにするなど地場物産館の改革に取り組む。





【うみてらす名立の様子】  
商品が雑然と陳列されており、  
見せ方に課題がある



【道の駅中条の様子】  
色の統一感を持たせ、見やすい陳列に  
リニューアル

⑤ 目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊	9,000	9,270	9,548	9,834	10,129
温浴、プール	101,000	104,030	107,150	110,364	113,674
ゆらら、 物産館飲食	51,000	52,530	54,105	55,728	57,399
日帰り（物販、 立ち寄り客等）	171,000	176,130	181,413	186,855	192,460
施設利用促進事業 （イベント等）	4,000	4,120	4,243	4,370	4,501
計	336,000	346,080	356,459	367,151	378,163

2 指定までの経過

(1) 指定管理者の公募

① 公募期間

令和3年10月25日から11月19日まで（26日間）

② 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5か年）

③ 指定管理料基準額

313,875千円（5か年）

④ 主な応募条件

株式会社ゆめ企画名立従業員の雇用確保やうみてらす名立出店者との連携継続、現指定管理者が管理しているろばた館の業務受託の継続ができるもの。（株式会社ゆめ企画名立以外の申請者）

⑤ 申請団体

株式会社B J、株式会社ゆめ企画名立（2団体）

(2) 指定管理者選定委員会による審査

① 選定委員会の構成

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	飯塚 徹	松本大学松商短期大学部経営情報学科教授
経営精通者	平野 康晴	中小企業診断士
財務精通者	村椿 正子	税理士
施設の利用者の代表等	上羽 亮	(公社)上越観光コンベンション協会 誘客宣伝課長
	三浦 元二	名立まちづくり協議会 会長
	塚田 明美	北部地区振興会 事務局長
市職員	小田 基史	市産業観光交流部長

② 選定委員会の開催

開催日	内容	出席委員
令和3年11月26日	書類審査、面接審査、指定管理者候補者の選定	7人

③ 審査

ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、次の項目に該当する者のうちから、最適な者を候補者として選定する。

(ア) 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

(イ) 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(ウ) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

イ 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査を行い、最も多くの委員が第1順位に評価した団体について、委員間で協議の上、選定委員会の総意として候補者を決定する。

【審査項目及び配点】

審査項目	①適切な管理	②サービスの向上	③管理の安定	④その他加点	⑤経費の縮減	計
配点	20点	25点	25点	10点	20点	100点

【審査結果】

指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査を行い、全委員が第1順位に評価した団体について、委員間で協議の上、選定委員会の総意として候補者を決定した。

	株式会社B J							②株式会社ゆめ企画名立						
	順位	点数	①	②	③	④	⑤	順位	点数	①	②	③	④	⑤
A委員	1	61	15	19	18	8	1	2	47	11	14	15	6	1
B委員	1	65	15	20	20	9	1	2	38	9	11	13	4	1
C委員	1	62	15	19	18	9	1	2	42	10	12	13	6	1
D委員	1	61	16	18	18	8	1	2	52	14	15	16	6	1
E委員	1	58	14	18	18	7	1	2	52	13	15	17	6	1
F委員	1	61	15	20	17	8	1	2	51	12	16	16	6	1
G委員	1	71	18	22	21	9	1	2	38	11	11	11	4	1
第一順位獲得数	7	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—

※財務精通者は、事前に書類審査による財務状況のチェックを実施

○委員会の主な意見

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 収益力アップなど他施設における事業再生の経験を評価する。</li><li>・ 結果的に株式会社ゆめ企画名立が運営を継続できる手法（提案）であるとともに、同社の更なる成長が望める。</li><li>・ 多角経営をいかしたイベント企画など相乗効果に期待できる。</li><li>・ 地域活性化への思いや地域と関わる姿勢が評価できる。</li><li>・ P R 不足や地場物産館改革など課題を明確に捉え、具体的な策が示されている。</li></ul> |
|---|

○選定委員会からの報告内容

施設名	指定管理者の候補
うみてらす名立	株式会社 B J

【選定委員会による付記事項】

- ・ 株式会社B J（以下、「候補者」という）の提案は、株式譲渡により現指定管理者である株式会社ゆめ企画名立を子会社化した上で同施設を運営するものである。
- ・ そのため、最終的に、上越市が指定管理者の指定について上越市議会へ上程するに当たり、株式会社ゆめ企画名立を指定管理者として上程する、又は、候補者と株式会社ゆめ企画名立のグループ企業を上程するなど上記候補者と法人の名称が異なる場合が生じたとしても、実質的に候補者の提案及び経営に基づいた内容であれば、本選定委員会の選定結果と同一のものとみなす。

(3) 関係者との協議、関係者への報告

- ① 株式会社B J及びJーホールディングス株式会社、株式会社ゆめ企画名立の協議
  - ・ 選定結果を受け、3者間で考え方や今後の進め方を共有した。
  - ・ その後、令和3年12月9日に開催されたJーホールディングス株式会社の取締役会において、同社は、株式会社B Jからの提案を受け、保有する株式会社ゆめ企画名立の全株式の譲渡について検討を進めることを決議した。
- ② 市による関係者への報告
  - ・ 市は、令和3年12月以降、選定委員会の選定結果や今後の進め方等について、株式会社ゆめ企画名立の従業員やうみてらす名立の出店者、施設管理に関連する事業者、地域協議会や市議会（文教経済常任委員会）等に報告した。
- ③ 株式会社B Jによる株式会社ゆめ企画名立従業員及びうみてらす名立出店者への説明
  - ・ 株式会社B Jは、株式会社ゆめ企画名立の従業員及びうみてらす名立の出店者に対して、会社概要やうみてらす名立の事業計画等について説明した。
- ④ 地域住民への説明
  - ・ 株式会社B J及び株式会社ゆめ企画名立出席の下、市主催により令和4年1月23日に地域住民や関連団体等を対象に説明会を開催し、株式会社B Jが会社概要や事業計画について説明した。
- ⑤ 株式譲渡価格の協議
  - ・ 株式会社ゆめ企画名立の株式譲渡価格について、株式会社B J及びJーホールディングス株式会社で協議した結果、時価純資産額を基本とし、令和3年度決算を踏まえ検討することとした。

#### (4) 共同事業体の成立

- 株式会社ゆめ企画名立の株式譲渡は、うみてらす名立の指定管理者に株式会社 B J が指定された後に行われることから、指定管理者の指定は、株式会社 B J と株式会社ゆめ企画名立を共同事業体として指定することとし、株式会社 B J と株式会社ゆめ企画名立で令和 4 年 1 月 31 日に共同事業体協定書を締結し、共同事業体「株式会社 B J ・株式会社ゆめ企画名立」が成立した。

### 3 指定の理由

株式会社 B J の提案は、現指定管理者である株式会社ゆめ企画名立を子会社化した上でうみてらす名立を運営するものであり、選定委員会において全委員が第 1 順位に評価したことに加え、株式会社 B J は他施設での事業再生など観光事業における実績やノウハウを有していること、また、株式会社ゆめ企画名立従業員を始め、施設管理に関連する事業者、地域住民や関連団体等へ事業計画等を説明した結果、株式会社 B J の提案が受け入れられたことから、うみてらす名立の安定的かつ発展的な管理運営が可能と判断し、「株式会社 B J ・株式会社ゆめ企画名立」を指定管理者として指定するもの

### 4 債務負担行為の設定

#### (1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (単位:千円)

①債務負担行為設定額		335,500
②今回の指定期間の指定管理料平均額	(①/5年間)	67,100
③前指定期間の指定管理料平均額 ※		39,600
④指定管理料の増減額	(②-③)	27,500

※ 前指定期間の指定管理料平均額には、令和 3 年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料増額見込み分は含まない。(令和 2 年度は補填金で対応しており、指定期間内で取扱いが異なるため。)

#### (2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額した。

なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第46号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（吉川ゆったりの郷）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社ゆったりの郷
所在地	上越市吉川区長峰100番地
設立年月日	平成8年12月2日
設立目的	飲食店の経営、食料品、民芸品、工芸品、浴用剤、日用雑貨品の販売、各種催し物の企画・立案・開催・誘致及び宣伝、市の所有する不動産の管理、運営等の事業を行うため。
団体の事業	① 吉川ゆったりの郷の管理運営 ② 飲食店の経営 ③ 食料品、民芸品、工芸品、浴用剤、日用雑貨品の販売 ほか

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 指定の理由

同社は、吉川ゆったりの郷を管理運営するために設立された第三セクター等であり、地域の福祉向上や観光産業の振興の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き株式会社ゆったりの郷を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業以来の「地域の福祉向上に寄与する」基本理念を忘れず、社会変化の多様性を敏感にとらえ、何が求められているか、何を提供していくべきかを念頭に置き、同時に、社員全員「親切・丁寧・お声がけ」をモットーに管理運営に尽力する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染予防に万全を尽くすとともに、新しい生活様式に対応した施設運営に力を注ぐ。</li> </ul> <p>② 施設の利用促進を図るための具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者との一声運動の実施</li> <li>・元気な高齢者のくつろぎの場の設置</li> <li>・子どもを持つ世代が利用しやすい場の設置</li> <li>・イベントの実施</li> <li>・レストランメニューの開発拡充</li> </ul>
---

③ 目標とする施設利用者数

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日帰り入浴	56,000人	64,000人	75,000人
レストラン(宴会含む)	36,000人	41,000人	46,000人
ゲートボール	1,700人	1,850人	2,000人
貸室	500人	600人	700人
計	94,200人	107,450人	123,700人

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か(○)・不適切か(×)の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務内容に見合った人員配置、適切な安全対策が図られている。
	サービス向上	○	利用者等から意見を把握できる仕組みの構築や、職員への積極的な研修会実施など、意欲的な取組が期待できる。
	管理の安定	○	現実性のある収支計画であり、設立目的に沿った適切な運営が見込まれる。
	経費の縮減	○	自前での修繕の実施や、省エネを意識した取組、勤務シフトの柔軟な運用など、経費の縮減が見込まれる。
	その他項目	○	施設の強みを理解しており、利用者増が見込める取組が計画されている。
総合評価		○	吉川ゆったりの郷の指定管理候補者として適切である。

### 3 債務負担行為の設定

#### (1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	43,825
②令和4年度指定管理料(委託料)		20,818
③令和5年度指定管理料(委託料)		14,882
④令和6年度指定管理料(委託料)		8,125
⑤前指定期間の指定管理料平均額 ※		2,644
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	35,893

※ 前指定期間の指定管理料平均額には、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料増額見込み分は含まない。(令和2年度は補填金で対応しており、指定期間内で取扱いが異なるため。)

#### (2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額した。

なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第47号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（牧湯の里深山荘）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社太平堂
所在地	上越市牧区落田 223 番地
設立年月日	昭和 55 年 6 月 2 日
設立目的	和菓子及び洋菓子の販売、貸席の経営、仕出し業務、飲食店の経営、旅館業を営むため。
団体の事業	① 割烹新柳の経営 ② 牧湯の里深山荘の管理運営 ほか

(2) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、平成 27 年の指定管理導入時に唯一公募に応じた事業者であり、地域間の交流促進や農業振興の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募を行わず、引き続き株式会社太平堂を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・深山荘の設置目的に沿って、地域との関わりを大切にし、現存する農事組合法人やNPO法人、商工会などとの共生を図り、連携を強化する。</li> <li>・地域住民や一人暮らしの高齢者などが気軽に利用でき、交流を図る憩いの場となるように管理運営を行う。</li> </ul> <p>② 施設の利用促進を図るための具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「深山荘といたらこれ」と言われるような特徴ある料理を提供する。</li> <li>・地元生産組合の農産物販売コーナーを設置する。</li> <li>・合宿予約サイトを利用し、首都圏から合宿誘致を図る。</li> <li>・深山荘ファンクラブとイベントの企画、運営をする。</li> <li>・ITを活用して広告宣伝を強化し、利用促進を図る。</li> </ul>
---



③ 目標とする施設利用者数			
区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
日帰り温浴	5,000人	6,000人	7,000人
宿泊	900人	1,100人	1,500人
食堂	2,150人	2,300人	2,400人
宴会等	1,800人	2,800人	3,700人
計	9,850人	12,200人	14,600人

## 2 審査

### (1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

### (2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

#### 【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務ごとに必要な人員配置と責任体制が整えられており、安全対策も適切に図られている。
	サービス向上	○	現行の取組を踏襲しながら、独自の工夫がなされ、経費節減とサービス向上の両面を理解している。
	管理の安定	○	現実性がある収支計画であり、財務状況から安定的な経営も見込まれる。
	経費の縮減	○	食材仕入れの見直しや指定管理者内での職員の適正配置により、経費の縮減が見込まれる。
	その他項目	○	地域に根付いた地元老舗料亭の経営ノウハウと顧客財産の活用等が期待できる。
総合評価		○	牧湯の里深山荘の指定管理候補者として適切である。

### 3 債務負担行為の設定

#### ① 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④	56,899
② 令和4年度指定管理料(委託料)		20,981
③ 令和5年度指定管理料(委託料)		18,171
④ 令和6年度指定管理料(委託料)		17,747
⑤ 前指定期間の指定管理料		16,229
⑥ 指定管理料の増減額	① - (⑤×3年)	8,212

#### (2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額した。

なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 48 号
提 出 課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（柿崎マリンホテルハマナス）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団 体 名	柿崎総合開発株式会社
所 在 地	上越市柿崎区上下浜 262 番地
設立年月日	平成 6 年 7 月 19 日
設 立 目 的	観光事業、交流の拠点となる宿泊施設「マリンホテルハマナス」の管理運営を行うため。
団体の事業	① 柿崎マリンホテルハマナスの管理運営 ② 飲食料品、スポーツ用品及び日用品雑貨の販売 ③ 米穀類及び農林水産物の加工、販売 ④ 民芸品、工芸品等、特産品に関する企画立案並びに販売に関する業務 ほか

(2) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、柿崎マリンホテルハマナスを管理運営するために設立された第三セクター等であり、観光産業の振興や交流人口の拡大の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き柿崎総合開発株式会社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度収支を改善し、単年度黒字を達成することを明確な目標として数値目標を掲げ、達成に向けた具体策を打ち続けること。</li> <li>・あらゆる面でおお客様ご満足の向上を求め続けることで、客数アップと客単価アップを図る。</li> <li>・当社の永続的な発展と、従業員雇用を守り豊かな生活が送れることを目標とする。</li> </ul> <p>&lt;具体的手段&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料売上の 50%以上を占める宿泊を伸ばし、全国のおお客様に地域の魅力を発信することを第 1 に考える。</li> <li>・レストランでは料理長こだわりの季節の料理を提供し、広く地域のおお客様や県外のおお客様にご支持いただける店を目指す。</li> <li>・宴会は、地域のおお客様に安心して楽しい時間をお過ごしいただけるよう親しみを持ったサービスに徹する。</li> </ul>
---

- ② 施設の利用促進を図るための具体的な方策
- ・ 宿泊稼働率目標 50%、令和元年度対比+12.8%
  - ・ 繁忙期・週末以外の平日の稼働を上げる。毎日1室2名利用
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下におけるライフスタイルの変化に対応した新プランの検討（ワーケーションプラン、おひとり様プラン、直前割プラン、チャリダー（自転車愛好家）プラン）
  - ・ 「美味柿崎」の拡充（自社ブランド、地域産品を使った料理・オリジナル商品）
  - ・ レストラン利用拡大（四季彩会席、月替わり裏メニューパスタ、料理長のおすすめランチ）

③ 目標とする施設利用者数

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊	3,800人	4,500人	5,000人
日帰り温浴	3,000人	3,800人	3,800人
貸室	500人	500人	500人
レストラン	5,400人	5,900人	6,300人
宴会等	1,970人	2,550人	4,200人
計	14,670人	17,250人	19,800人

## 2 審査

### (1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならぬ。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

### (2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

#### 【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務内容に見合った人員配置、適切な安全対策が図られている。
	サービス向上	○	利用者等から意見を把握できる仕組みの構築や、職員への積極的な研修会実施など、意欲的な取組が期待できる。

		評価	評価コメント
	管理の安定	○	現実性のある収支計画であり、設立目的に沿った適切な運営が見込まれる。
	経費の縮減	○	自前での修繕の実施や、省エネを意識した取組、勤務シフトの柔軟な運用など、経費の縮減が見込まれる。
	その他項目	○	施設の強みを理解しており、利用者増が見込める取組が計画されている。
総合評価		○	柿崎マリンホテルハマナスの指定管理候補者として適切である。

### 3 債務負担行為の設定

#### (1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	84,909
②令和4年度指定管理料(委託料)		36,590
③令和5年度指定管理料(委託料)		29,136
④令和6年度指定管理料(委託料)		19,183
⑤前指定期間の指定管理料平均額 ※		7,097
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	63,618

※ 前指定期間の指定管理料平均額には、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料増額見込み分は含まない。(令和2年度は補填金で対応しており、指定期間内で取扱いが異なるため。)

#### (2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額した。  
 なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第49号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社大潟地域活性化センター
所在地	上越市大潟区土底浜 1081 番地 1
設立年月日	平成 5 年 8 月 3 日
設立目的	大潟区特産品の開発・販売に関する事業を行うため。
団体の事業	① 大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館の管理運営 ② 大潟区の特産品の開発及び販売 ③ 食堂の経営 ④ 日用品雑貨及び食料品の販売 ほか

(2) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館を管理運営するために設立された第三セクター等であり、地域住民の健康増進や観光産業の振興の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き株式会社大潟地域活性化センターを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の健康の維持・増進及び憩いの場・コミュニティの場として福祉の向上に寄与する。</li> <li>・上越市の観光振興の一矢を担っていくための管理運営を行うとともに、施設の老朽化が進行しているため、第一に利用者が安全に安心して利用できる施設を確保していくため、施設の維持管理の強化を図る。</li> <li>・新しい生活様式を取り込み、併せて新型コロナウイルス感染症対策を確実に実施し、利用者から安心してゆっくりくつろいでもらえるための施設管理を目指す。</li> <li>・地域の各種団体との関わりをいろいろな面で深め、共同企画等の協力体制を整え利用者増につなげていく。特に関わりが深い鶴の浜温泉観光組合とは引き続き協力関係を強化し、鶴の浜温泉のPR活動、温泉井戸の管理、海岸清掃、温泉祭り等に積極的に協力・参加し、観光振興に寄与していく。</li> <li>・各種団体等とも信頼関係の下、協力しながら利用者増の策を探っていく。</li> </ul>
--

- ② 施設の利用促進を図るための具体的な方策
- ・小中学校と協議し、地元にある施設を友達と利用することの楽しさを企画提案し、今後の利用増につなげていく。
  - ・上越体操場ジムリーナとの連携を強化し、互いのメリットをいかせる企画を検討していく。
  - ・他団体と共同企画のイベントを積極的に提案していく。
  - ・地元企業等に働きかけ、職員研修の場として活用できないか提案していく。

③ 目標とする施設利用者数

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
日帰り温浴	47,400人	53,700人	61,200人
プール	10,200人	11,000人	12,600人
日帰り温浴&プール	2,200人	2,400人	2,700人
教室	3,400人	3,900人	4,400人
レストラン（宴会等含む）	20,500人	25,300人	28,400人
計	83,700人	96,300人	109,300人

## 2 審査

### (1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

### (2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

#### 【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務内容に見合った人員配置、適切な安全対策が図られている。
	サービス向上	○	利用者等から意見を把握できる仕組みの構築や、職員への積極的な研修会実施など、意欲的な取組が期待できる。
	管理の安定	○	現実性のある収支計画であり、設立目的に沿った適正な運営が見込まれる。

		評価	評価コメント
	経費の縮減	○	自前での修繕の実施や、省エネを意識した取組、勤務シフトの柔軟な運用など、経費の縮減が見込まれる。
	その他項目	○	施設の強みを理解しており、利用者増が見込める取組が計画されている。
総合評価		○	大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の指定管理候補者として適切である。

### 3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	150,036
②令和4年度指定管理料(委託料)		53,807
③令和5年度指定管理料(委託料)		50,664
④令和6年度指定管理料(委託料)		45,565
⑤前指定期間の指定管理料平均額 ※		38,500
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	34,536

※ 前指定期間の指定管理料平均額には、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料増額見込み分は含まない。(令和2年度は補填金で対応しており、指定期間内で取扱いが異なるため。)

(2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額したもの。

なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。



所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第50号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（吉川スカイトピア遊ランド）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社みなもとの郷
所在地	上越市吉川区坪野 1458 番地 2
設立年月日	平成 12 年 2 月 9 日
設立目的	吉川区源地域を中心とした中山間地の産業振興を目的に、市の所有若しくは管理する不動産及び入浴施設、その他の施設の管理運営を行うため。
団体の事業	① 吉川スカイトピア遊ランドの管理運営 ② 吉川地域バス運行事業の運行业務受託 ③ 吉川観光協会の事務受託 ④ 尾神岳スカイスポーツエリア運営委員会の事務受託 ほか

(2) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、吉川区源地域を中心とした中山間地の産業振興を目的に設立された第三セクター等であり、地域の観光事業やスカイスポーツの振興等の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き株式会社みなもとの郷を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設設置の趣旨に即した管理運営を基本に、多様な市民活動の場を提供するとともに市民活動の支援を総合的に助長する管理・運営を行う。</li> <li>施設の持つ機能である宿泊、入浴、休憩、食事の提供等はもとより、特に、やすらぎの場としての利用や各種交流会、各種体験、都市との交流、スカイスポーツ交流等の特色をいかしたにぎわいを創出していく。</li> </ul> <p>② 施設の利用促進を図るための具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>越後田舎体験事業の積極的な取組や農業オーナー制度の拡充、スカイスポーツの振興及び利用促進に資する事業（イベント）の拡充を目指していく。</li> <li>地域におけるイベントなどへの積極的な参加や企画を行っていく。</li> <li>ホームページやパンフレット・チラシ等により施設の宣伝に努め、誘客につなげていく。</li> </ul>
---

③ 目標とする施設利用者数			
区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
日帰り温浴	2,200人	2,500人	2,800人
宿泊	1,300人	1,500人	1,700人
食堂（宴会含む）	2,800人	4,000人	5,000人
体験等	500人	650人	800人
計	6,800人	8,650人	10,300人

## 2 審査

### (1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならぬ。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

### (2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

#### 【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務内容に見合った人員配置、適切な安全対策が図られている。
	サービス向上	○	利用者等から意見を把握できる仕組みの構築や、職員への積極的な研修会実施など、意欲的な取組が期待できる。
	管理の安定	○	現実性のある収支計画であり、設立目的に沿った適切な運営が見込まれる。
	経費の縮減	○	自前での修繕の実施や、省エネを意識した取組、勤務シフトの柔軟な運用など、経費の縮減が見込まれる。
	その他項目	○	施設の強みを理解しており、利用者増が見込める取組が計画されている。
総合評価		○	吉川スカイトピア遊ランドの指定管理候補者として適切である。

### 3 債務負担行為の設定

#### (1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	26,410
②令和4年度指定管理料(委託料)		10,662
③令和5年度指定管理料(委託料)		8,451
④令和6年度指定管理料(委託料)		7,297
⑤前指定期間の指定管理料平均額 ※		2,417
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	19,159

※ 前指定期間の指定管理料平均額には、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料増額見込み分は含まない。(令和2年度は補填金で対応しており、指定期間内で取扱いが異なるため。)

#### (2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額した。  
 なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第51号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（板倉保養センター）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	黒倉ふるさと振興株式会社
所在地	上越市板倉区久々野 1624 番地 1
設立年月日	平成 7 年 7 月 3 日
設立目的	市の所有若しくは管理する不動産及び温泉施設並びにその他施設の管理運営を行うとともに、地域産業の振興を図り、活力に満ちたふるさとづくりを推進するため。
団体の事業	① 板倉保養センターの管理運営 ② スポーツ・遊戯施設、整体・マッサージ施設の経営 ③ 食料品、仕出し料理店の経営 ④ 観光広告及び宣伝に関する事業 ほか

(2) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、板倉保養センターを管理運営するために設立された第三セクター等であり、交流人口の拡大や観光産業の振興の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き黒倉ふるさと振興株式会社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設が設置された目的の原点を大切に、観光施設としての管理・運営を図る。</li> <li>近年高齢化が進む中で、利用客一人一人を大切に、温泉入浴を絡めた各種イベント事業を実施し、市民の交流の場としての運営を図る。</li> <li>板倉区の歴史風土、山間地域の原風景等観光資源のPRを観光公社及び地域団体等と連携して進めるとともに、観光施設として交流人口の更なる増加を図る。</li> </ul> <p>② 施設の利用促進を図るための具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>やすらぎ荘だより及びダイレクトメール等による周知活動の展開を行う。</li> <li>地域団体との共同イベントを春夏秋冬の季節ごとに開催する。</li> <li>町内会、老人会等地域活動団体やサークルへの営業活動を強化する。</li> <li>信越トレイル、観桜会等のオプションツアーを実施する。</li> <li>やすらぎ荘ファンクラブの組織強化を図る。</li> <li>地元食材を使用し、季節感のある食堂、宴会メニューの開発を行う。</li> </ul>
--

③ 目標とする施設利用者数		(単位：人)		
区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
宿泊	1,100	1,400	1,500	
日帰り入浴	20,300	22,000	22,500	
食堂等	12,200	15,100	17,700	
計	33,600	38,500	41,700	

## 2 審査

### (1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

### (2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か(○)・不適切か(×)の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

#### 【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務に必要な人員が確保されており、組織として指揮命令系統が明確である。
	サービス向上	○	利用者等の意見・要望の把握や季節に応じた事業の企画、職員の能力開発など意欲的な取組が期待できる。
	管理の安定	○	現実性のある収支計画となっている。
	経費の縮減	○	職員の配置や機械の運転時間など、経費削減の視点に立った運営が図られている。
	その他項目	○	地域に根差した運営を目指し、地域振興に寄与する意欲がある。
総合評価		○	板倉保養センターの指定管理候補者として適切である。

### 3 債務負担行為の設定

#### (1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④	56,688
② 令和4年度指定管理委託料		23,546
③ 令和5年度指定管理委託料		18,512
④ 令和6年度指定管理委託料		14,630
⑤ 前指定期間の指定管理委託料平均額 ※		8,096
⑥ 指定管理委託料の増減額	① - (⑤×3年)	32,400

※ 前指定期間の指定管理料平均額には、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料増額見込み分は含まない。(令和2年度は補填金で対応しており、指定期間内で取扱いが異なるため。)

#### (2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額した。

なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第52号
提出課	施設経営管理室

指定管理者の指定について（ゑしんの里記念館）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	一般財団法人ゑしんの里観光公社
所在地	上越市板倉区米増27番地4
設立年月日	平成元年4月27日
設立目的	光ヶ原高原を中心にして地域に潜在している観光資源を掘り起こし、それを有効に活用しながら地域の魅力を広く普及する観光事業に努め、潤いと活力ある地域づくりに寄与するため。
団体の事業	① ゑしんの里記念館の管理運営業務 ② 板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭の経営 ③ 観光情報の発信及び宣伝活動（観光パンフレット及びチラシの作成、報道機関への情報提供） ④ 各種観光イベントの開催及び参加 ほか

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 指定の理由

同社は、板倉区における観光事業の推進のために設立された第三セクター等であり、地域資源の活用や恵信尼に関する情報発信の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き一般財団法人ゑしんの里観光公社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の集客、にぎわいを図るべく、地域との関わり、地元の各種団体との連携を重視した事業展開を行う。また、現在設置されている展示資料について、より解りやすく紹介し、全国に情報発信することで、遠来の来館者の満足度の充実を図る。</li> <li>施設諸設備の維持に万全を期し、来館者にやすらぎを感じさせる施設となるよう取組を強化する。</li> </ul> <p>② 施設の利用促進を図るための具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページを活用し、ゑしんの里記念館や周辺地域の観光情報の発信により、市民（地域住民）への関心を高める。</li> <li>上越科学館、公民館等他団体との連携による出前講座等の実施や、芝生広場を活用した野外イベントを開催する。</li> <li>茶道、華道、写真等の各文化団体の活動成果の発表会場として提供する。</li> </ul>
---

- ・ショップ商品及びレストランメニューの開発と既存商品の見直しを図る。
- ・板倉区内農業生産法人、団体、授産施設の販売会場として提供する。

③ 目標とする施設利用者数 (人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般入館者	5,700	6,750	7,000
イベント参加者等	1,500	1,750	2,000
計	7,200	8,500	9,000

## 2 審査

### (1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

### (2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か (○)・不適切か (×) の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

#### 【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	業務に必要な人員が確保されており、組織として指揮命令系統が明確である。
	サービス向上	○	研修会などの参加により職員の能力開発が期待でき、サービスの向上が見込まれる。
	管理の安定	○	現実性のある収支計画となっている。
	経費の縮減	○	職員の配置や光熱水費など、経費削減の視点に立った取組が期待できる。
	その他項目	○	地域に根差した運営を目指し、地域振興に寄与する意欲がある。
総合評価		○	ゑしんの里記念館の指定管理候補者として適切である。



### 3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	47,644
②令和4年度指定管理料(委託料)		16,044
③令和5年度指定管理料(委託料)		15,803
④令和6年度指定管理料(委託料)		15,797
⑤前指定期間の指定管理料平均額		13,220
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	7,984

※ 前指定期間の指定管理料平均額には、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料増額見込み分は含まない。(令和2年度は補填金で対応しており、指定期間内で取扱いが異なるため。)

(2) 主な増減理由

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、指定管理料を算定したことから増額した。

なお、今後の感染状況や国・県の利用促進に向けた支援策などにより、利用者数等が変動した場合は、必要に応じて、指定管理料の精算を行うものとする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	産業政策課

歳出科目 (P228～P229)	5款1項1目	労働諸費
------------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
勤労者福祉事業	44,969	82,275	△37,306

主な財源		主な経費	
諸収入	43,670	負担金補助及び交付金	
一般財源	1,299		1,299
		貸付金	43,670

市内中小企業等で働く勤労者の福祉の向上を図り、生活の安定化、地域への定着を促進する。

○勤労者福祉支援事業負担金及び補助金 1,299

【目的】

勤労者の労働意欲の向上と、安心して働くことができる環境づくりを推進する。

【4年度目標】

勤労者の交流や学習活動への助成を通じて、安心して働くことができる職場環境の形成に向けた取組を支援する。

【実施内容】

- ・新しい社会人を励ますつどい負担金 (50)  
市内企業等に就職した新規卒者等を対象に、社会人としての自覚を促す。  
※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響でつどいの開催を縮小し、資料の配布とした。
- ・労働団体の活動費への助成 (1,249)  
連合新潟上越地域協議会及び上越地区労働組合総連合が行うメーデー、労働講座、研修会の事業費の一部を補助する。

○勤労者福祉事業貸付金 43,670

【目的】

貸付残高に対する預託及び償還等の事務を適切に行う。

【実施内容】

- ・勤労者住宅建築資金低利貸付預託金  
貸付期間：平成10年4月1日～平成17年3月31日  
償還期間：最長20年 預託期間：令和7年度まで新潟県労働金庫へ預託

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預託件数(件)	326	270	211
預託額	201,603	132,682	80,679

歳出科目（P 228～P 229）	5 款 1 項 1 目	労働諸費
-------------------	-------------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
技能労働者育成事業	8,638	7,658	980

主な財源		主な経費	
財産収入	35	旅費	11
諸収入	67	需用費	647
一般財源	8,536	委託料	3,096
		原材料費	138
		負担金補助及び交付金	4,746

技能産業の持続と発展に向け、市内中小企業等における技能労働者や事業継続のための担い手の育成を支援する。

○上越人材ハイスクール施設管理運営事業 8,072

【目的】

中小企業等で働く技能労働者に職業訓練の場を提供し、技術・技能の伝承と向上を支援する。

【4年度目標】

上越人材ハイスクールにおける職業訓練受講者数：1,212人

（実績 元年度：1,119人、2年度：1,180人、3年度見込み：1,116人）

【実施内容】

- ・上越人材ハイスクール施設管理運営業務委託料（2,796）  
指定管理者：職業訓練法人上越職業訓練協会  
指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ・職業訓練事業補助金（4,191）  
厚生労働省令で定める基準に適合し、都道府県知事の認定を受けて行われる職業訓練に要する経費の一部を補助する。（国：2/6、県：2/6、市：1/6）
- ・建物定期点検業務（300）
- ・営繕修繕料（647）
- ・諸資材費（138）

○にいがた・技のにぎわいフェスタ実行委員会負担金 416

【目的】

次代を担う子どもたちに、優れた技術や技能を見て、触れてもらい、ものづくり体験を通して技術・技能の重要性とその魅力を伝え、技術・技能の伝承や技術者の育成につなげる。

【4年度目標】

将来の担い手となる多くの小・中・高校生等に若い世代のうちから卓越したものづくり技術を身近に触れる機会を提供する。

【実施内容】

- ・にいがた・技のにぎわいフェスタ実行委員会負担金（405）  
「にいがた・技のにぎわいフェスタ」の開催負担金を支出し、技術・技能の重要性とその魅力を発信する。  
開催地：新潟市（上越市、長岡市、新潟市の順で開催）

- ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中止  
・旅費（11）

○技能労働者育成支援事業 150

【目的】

次代を担う若年技能労働者の技術や技能の向上を支援し、地域全体の技術力を高める。

【4年度目標】

熟練した技術・技能を持つ労働者の育成につながるよう、中小企業等及び技能労働者の経費負担を軽減する。

【実施内容】

- ・技能五輪全国大会等に出場する選手の強化訓練費の一部を補助する。

歳出科目（P 228～P 229）	5 款 1 項 1 目	労働諸費
-------------------	-------------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
雇用対策事業	33,511	31,004	2,507

主な財源		主な経費	
県支出金	6,653	給料	2,825
諸収入	2,476	需用費	599
一般財源	24,382	委託料	6,880
		使用料及び賃借料	1,573
		負担金補助及び交付金	19,945

若者やU・I・Jターン者の市内企業等への就労を支援するとともに、障害のある人、女性などの雇用の促進やワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もが就労・定住しやすい環境を整備する。

○若者の自立支援事業 5,353

【目的】

若年無業者等の職業的自立に向け、一人一人の状況に応じた就労支援を行う。

【4年度目標】

上越地域若者サポートステーションにおける若年無業者等の進路決定者数：110人  
（実績 令和元年度：44人、令和2年度：62人、令和3年度見込み：99人）

【実施内容】

[充]・若者自立就労支援委託料（5,292）

臨床心理士によるカウンセリング、若者及び保護者に対する就労に向けた出張相談会等の開催、相談業務、職場体験等の拡充

・若年者自立支援ネットワーク会議の開催（2）

公共職業安定所や商工会議所・商工会、教育機関、妙高市、糸魚川市等、若者の自立支援に取り組む関係機関の情報共有や意見交換を行うネットワーク会議を開催し、上越地域若者サポートステーションの事業計画、関係機関相互の連携の在り方や活動について協議する。

・上越地域若者サポートステーション光熱水費等（59）

○若者しごと館上越サテライト施設管理運営費 2,158

【目的】

求職者が相談しやすい環境となるよう若者しごと館上越サテライトを運営し、求職者の早期就労につながるようサポートする。

【4年度目標】

適切な施設の維持管理を行い、来館者が職業相談やカウンセリングなどを受けやすい環境を整える。

【実施内容】

・若年求職者を対象に、職業相談から職業紹介までをワンストップサービスで提供する若者しごと館上越サテライトの管理運営を行う。

○上越雇用促進協議会負担金 300

【目的】

労働力の定着など地域経済発展のため、上越雇用促進協議会が実施する雇用対策事業に対して負担金を支払う。

【4年度目標】

大学等の卒業予定者を対象にした合同企業説明会や高校2年生を対象にした就職セミナーの開催により、就労について考える機会を提供するとともに、就業意識を啓発し、市内企業等への就労促進を図る。

【実施内容】

- ・大学等の卒業予定者を対象にした合同企業説明会開催などの事業運営負担金（100）
- ・高校2年生を対象にした就職セミナー負担金（200）

○障害者雇用対策事業 265

【目的】

障害のある人の雇用を促進し、就労機会の拡充を図る。

【4年度目標】

障害者雇用義務のある民間企業（上越公共職業安定所管内、従業員43.5人以上）における実雇用率：2.3%（令和3年3月1日改定）の達成

【実施内容】

- ・障害者資格取得支援補助金（255）  
就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費の全部又は一部を補助する。  
上限額：1万5千円
- ・障害者雇用啓発チラシの作成（10）

○インターンシップ促進事業 5,295

【目的】

学生や保護者へ市内企業等や就職に関する情報を提供し、若者の就業意識を啓発するとともに、学校や企業等への訪問を通じてインターンシップへの取組状況を把握するほか、受入に積極的に取り組む市内企業等を支援することで、市内企業等への若者の就職・定着を図る。

【4年度目標】

- ・インターンシップ登録企業等における受入企業等数：50社  
（実績 令和元年度：48社、令和2年度：22社、令和3年度見込み：12社）
- ・インターンシップ登録企業等における受入人数：300人  
（実績 令和元年度：324人、令和2年度：103人、令和3年度見込み：72人）
- ・インターンシップの促進につながる各種情報をインターンシップホームページやフェイスブックを通じて発信する。

【実施内容】

- ・雇用政策専門員の配置（4,279）  
学校や企業等への訪問を通じてインターンシップの実施、ワーク・ライフ・バランスや障害者雇用の推進などを働きかけるとともに、就労に関し学校や市内企業等が抱える課題等の相談に対応する。
- ・ホームページ保守・管理委託料（258）
- ・パンフレット印刷製本費（205）
- ・パンフレット郵送費（111）
- ・上越市インターンシップ受入促進事業助成金（408）

インターンシップの受入れに際し、市内企業等が参加学生に支援した経費の一部を助成する。

対象要件 市内企業等が実施するインターンシップに大学生等を連続 2 日間以上受け入れ、学生の負担軽減のために基準額以上の支援を行っていること。

基準額 県外の学生 1 人当たり 20,000 円

市外の学生 1 人当たり 10,000 円

市内の学生 1 人当たり 4,000 円

助成額 支援額の 2/3 以内 (1,000 円未満切り捨て)

県外の学生 1 人当たり上限 20,000 円

市外の学生 1 人当たり上限 10,000 円

市内の学生 1 人当たり上限 4,000 円

・学校及び企業等への訪問旅費等 (34)

○市内企業雇用促進事業 18,965

【目的】

若者及びU・I・J ターン者の市内企業等への就労を促し、定住しやすい環境を整えることにより、労働力の確保を図り、市内経済の安定を図る。

【4年度目標】

・就労促進家賃補助金の新規申請件数：32 件

(実績 令和元年度：22 人、令和 2 年度：18 人、令和 3 年度見込み：41 人)

・移住・就業支援金の申請件数：15 件

(実績 令和元年度：0 件、令和 2 年度：0 件、令和 3 年度見込み：13 件)

【実施内容】

・就労促進家賃補助金 (4,426)

市外からの転入者又は市内在住の 50 歳未満で初めて就労する人が、市内の中小企業等に就職し、アパート等を賃借した場合、家賃の一部を補助する。

医療・福祉及び建設業の分野に就労した人には上乗せして補助する。

補助額 月額家賃の 1/2 1 年間

上限額 医療・福祉及び建設業の分野：2 万円 (月額)

上記以外の分野 : 1 万円 (月額)

・移住・就業支援金 (12,200)

東京圏から市内へ移住し、県内の企業等へ就業した人又は起業した人等の移住に伴う経済的負担を軽減するための支援金を支給する。

支給額 単身での移住：60 万円

世帯での移住：100 万円

[充]・移住・就業支援金の加算金 (2,300)

移住・就業支援金の対象者のうち、若者世帯については、市独自の加算を行うとともに、国の子育て世帯の拡充にあわせ支援金を増額する。

若者加算 一律 10 万円加算

単身 40 歳未満の人

世帯 40 歳未満の人がいる世帯

子育て加算 18 歳未満の子の人数×30 万円

世帯移住の場合で、18 歳未満の子がいる世帯

- ・ 高校生の市内企業見学会の開催（18）  
市内高等学校、上越雇用促進協議会等と連携して、高校生が参加する企業見学会や企業説明会を行うことにより、市内企業への理解を深め、就労につなげる。
- ・ 旅費（21）

○若手社員定着支援事業 1,039

【目的】

若手社員の早期離職を防止し、市内企業等への定着率の向上を図る。

【4年度目標】

職場におけるコミュニケーションスキルやリーダーシップ等について学ぶ新入社員や中堅社員向けの研修会を開催し、参加者数を延べ200人とする。

【実施内容】

- ・ 新入社員研修（2回）  
（実績 元年度：2回68人、2年度：中止、3年度見込み：1回37人）  
※新型コロナウイルス感染症の影響より、令和3年度は1回の開催
- ・ 中堅社員研修（2回）  
（実績 元年度：2回70人、2年度：2回24人、3年度：2回18人）
- ・ 管理職研修（1回）隔年実施  
（実績 30年度：2回40人、2年度：2回10人）
- ・ 内定者研修（1回）  
（実績 元年度：中止、2年度：中止、3年度見込み：1回40人）

○ワーク・ライフ・バランス推進事業 136

【目的】

働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、市内企業等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。

【4年度目標】

- ・ 県のハッピー・パートナー企業登録又は国のえるぼし認定の新規企業等数：10件  
（実績 元年度：3件、2年度：9件、3年度見込み：2件）
- ・ 女性サポートセンター事業におけるセミナーの延べ参加者数：60人  
（実績 元年度：50人、2年度：28人、3年度：33人）

【実施内容】

- ・ ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金（56）  
県のハッピー・パートナー企業への登録又は国のえるぼし認定を受け、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内中小企業等の資金調達に対する支援を行う。  
補助対象融資限度額 1,000万円  
補給率 借入利子の1/2（上限10万円）  
補給期間 1年間
- ・ 女性サポートセンター運営事業（80）  
市内企業等に対する意識啓発のためのセミナーの開催や女性の雇用に関する相談窓口の開設  
ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の能力発揮に向けたセミナー（2回）  
女性の再就職セミナー（1回）  
働く女性等を対象とした就労相談窓口の開設（高田城址公園オーレンプラザにおいて雇用政策専門員が月1回対応）



歳出科目 (P 228～P 229)	5 款 1 項 1 目	労働諸費
--------------------	-------------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
勤労者福祉施設管理運営費	17,968	18,080	△112

主な財源		主な経費	
財産収入	117	需用費	1,541
諸収入	61	役務費	128
一般財源	17,790	委託料	16,299

市民の勤労意欲の向上に向け、文化・教養・研修・スポーツに親しむ場を提供できるよう施設の適切な管理・運営を行う。

○ワークパル上越施設管理運営 17,094

【目的】

勤労者の健康維持、余暇活動の充実を図るため、各種講座を開催するとともに、グループやサークル活動の場を提供する。

【4年度目標】

利用者数：60,000人（うち講座受講者数：10,000人、貸館等利用者数：50,000人）  
（実績）

区分	元年度	2年度	3年度見込み
利用者数	95,817人	37,459人	50,000人
講座受講者数	28,489人	3,178人	9,069人
貸館等利用者数	67,328人	34,281人	40,931人

【実施内容】

- ・施設管理運営業務委託料（15,693）  
指定管理者：公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター  
指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日  
開講講座：健康美体操、ヨガ、英会話、料理教室等の講座を予定
- ・営繕修繕（1,401）

○三の輪台いこいの広場管理運営 874

【目的】

市民が自然環境の中で休養し、健康増進を図れる野外活動の場を提供する。

【4年度目標】

広場を安全・安心な野外活動施設として適切に管理を行うとともに、有効活用に向けた検討を行う。

【実施内容】

- ・維持管理業務の委託（606）  
業務内容：広場清掃、貯水槽清掃、除草業務委託等  
施設概要：多目的広場、東屋、野外トイレ
- ・その他維持管理経費（268）

提出課	観光交流推進課
-----	---------

歳出科目 (P 252～P 253)	7 款 1 項 1 目	商工総務費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
露店市場運営事業	5,845	5,474	371

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	1,446	報酬	390
諸収入	175	報償費	813
一般財源	4,224	需用費	76
		役務費	610
		委託料	2,758
		使用料及び賃借料	1,149

### 【目的】

出店者による農産物等の提供を通じて、市民及び来訪者の交流の場としてにぎわいを創出するとともに、百年以上続く生活文化を次の世代につないでいくための取組を行う。

### 【4 年度目標】

朝市 1 回当たりの平均出店者数の実績及び目標 (単位：人)

	元年度	2 年度	3 年度 (見込)	4 年度 (目標)
1 回当たりの平均出店者数	131	131	141	141

### 【実施内容】

- ・朝市の開設  
(合併前の上越市) 二・七の市、三・八の市、四・九の市場  
(柿崎区) 一の日市
- ・柿崎区における移動露店の開設  
お引上げ商工まつり、納涼花火大会、坂田池観桜会
- ・無料駐車券の交付  
高田地区の朝市の利用を促し、迷惑駐車を解消するため、朝市の利用者に本町商店街駐車場の 30 分無料券を交付する。
- ・出店者の募集  
市内外主要施設にチラシを設置、上越観光 N a v i の朝市特設ページへの掲載、広報上越への掲載
- ・小学生の出店  
市内小学校で育てた農産物等を小学生が朝市で販売する取組について、上越観光 N a v i や SNS を活用して発信する。
- ・上越市露店市場運営委員会、朝市活性化検討会の開催  
朝市の管理運営や活性化等について協議する。
- ・二輪車向け注意喚起看板の更新
- ・入込調査の実施
- ・イベントの開催  
パンまつり、スイーツまつりなどのイベントを開催する。

提出課	産業政策課
-----	-------

歳出科目 (P 252～P 253)	7 款 1 項 1 目	商工総務費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
産業振興総務管理費	64,522	59,078	5,444

主な財源		主な経費	
市債	22,100	報償費	250
一般財源	42,422	旅費	371
		需用費	220
		役務費	19
		負担金補助及び交付金	63,629

上越商工会議所及び市内商工会が行う経営改善普及事業を始めとする各種事業を支援するほか、創業しやすい環境の整備、円滑な事業承継に向けた支援等に取り組み、商工業の振興と中小企業者の経営の安定化を図る。

○中小企業振興対策費補助金 54,675

【目的】

商工会議所及び商工会が行う経営改善普及事業を始めとした各種事業を支援することにより、商工業の振興と中小企業者の経営の安定化を図る。

【4年度目標】

上越商工会議所や市内商工会との連携を強化し、持続可能な中小企業者の支援体制構築を図る。

【実施内容】

- ・上越商工会議所や市内商工会が行う商工業の振興や金融、税務対策及び地域振興に関する調査研究、情報収集、経営改善に係る相談業務等に対して補助を行う。

上越商工会議所 (8,213)

市内商工会 (46,462)

○創業の促進 8,348

【目的】

創業を促進することにより、地域の雇用とイノベーションを創出し、産業の新陳代謝を進め、民間活力を高める。

【4年度目標】

創業支援 204 件、創業者 72 人

【実施内容】

- ・上越商工会議所、市内金融機関 7 機関、上越市で構成する上越市創業支援ネットワークが中心となり、若者や女性を含む新規創業者・第二創業者に対し、総合的な支援を行う。

創業セミナー、創業アフターフォローセミナー開催費等 (204)

創業支援利子補給補助金 (3,144)

[新]創業スタートアップ支援補助金 (5,000)

○経済交流事業 133

【目的】

企業や経済団体との意見交換、連携を通じて、市内の産業の活性化を図るとともに、市内への企業立地を促進する。

【4年度目標】

- ・長野県内の企業や行政、首都圏に本社を置く市内立地企業と情報共有及び意見交換を行い、北陸新幹線や直江津港などの広域交通ネットワークをいかした経済連携・交流、企業立地を促進する。

【実施内容】

- ・長野市・上越市経済交流懇談会（44）
- ・長野・上越地域連携協議会（10）
- ・立地企業東京本社懇談会（79）

○事業承継支援 135

【目的】

中小企業者の円滑な事業承継を進め、世代交代による事業継続及び経営革新を促進する。

【4年度目標】

アフターコロナを契機とした事業承継の機運醸成に向けて、情報発信や専門家による個別相談の実施など、中小企業者の意識や知識の向上を図る。

【実施内容】

- ・事業承継セミナー開催等（135）
- ・新潟県事業引継ぎ・事業承継センター、商工団体、金融機関等との連携による事業承継の促進に向けた取組の実施

○産業振興総務管理費庶務関係事務費 1,231

【実施内容】

- ・指定管理者選定委員会等開催費（184）
- ・産業観光交流部諸会議出席に係る費用（710）
- ・その他庶務経費（337）

※前頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和3年度3月補正予算額(※)	当初予算額	合計	令和2年度3月補正予算額	当初予算額	合計	
140,144	64,522	204,666	0	59,078	59,078	145,588

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

提出課	施設経営管理室
-----	---------

歳出科目 (P 252～P 253)	7 款 1 項 1 目	商工総務費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
第三セクター経営改善事業	1,087	1,331	△244

主な財源		主な経費	
一般財源	1,087	報償費	157
		旅費	402
		役務費	55
		委託料	330
		使用料及び賃借料	68
		負担金補助及び交付金	58

#### 【目的】

第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を推進し、市の将来的な財政負担や人的関与を軽減する。

#### 【4年度目標】

第三セクター等の方向性の検討結果に基づく取組や、経営健全化に向けた取組を推進する。

#### 【実施内容】

- ・第三セクター等に対する関与方針に基づき、第三セクター等の方向性について再検討し、検討結果に基づく取組を推進する。
- ・第三セクター等評価委員会を開催し、専門的見地から経営状況の分析・評価を受け、経営改善に向けた取組を進める。